

平成27年7月13日

衆議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣
参議院議長 総務大臣 あて

静岡県議会議長 吉川 雄二

ウイルス性肝炎による肝硬変・肝がん患者に対する
医療費助成等を求める意見書

我が国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者は350万人以上にも上ると推定され、ウイルス性肝炎は国内最大の感染症とも言われている。

こうした中、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、肝炎治療特別促進事業により実施されているが、対象となる医療は、B型・C型肝炎のインターフェロン治療及びC型肝炎のインターフェロンフリー治療並びにB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されており、より重篤化した肝硬変・肝がんに対する助成制度がないことから、患者の多くは高額な医療費を負担せざるを得ない状況にある。

また、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現行制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性が発揮されていないとの指摘もある。

よって国においては、下記の事項について早急に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 ウイルス性肝炎が原因である肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成制度及び生活支援のための制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法における肝臓機能障害の認定基準を緩和し、患者の実態、特に肝硬変・肝がんの病態に応じた障害認定制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。